

### 第五次愛知県教育振興基本計画（仮称）策定までの流れ

【第五次計画策定のポイント】

- 第四次に引き続き、計画の基本的な方針の部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」として位置づける。
- （新規）こども基本法第11条を踏まえ、こども・若者の意見を聴き、施策に反映させる。
- （新規）子供読書活動推進計画、生涯学習推進計画、学校教育情報化推進計画は、第五次計画に統合する。

